

『千駄堀多目的スポーツ広場』の利用について

令和 8 年 7 月 1 日

○施設概要

1. 所在地

21世紀の森と広場の西側に隣接し、JR武蔵野線を挟んだ両側に位置します。

2. 形態

A面………サッカー、ラグビー(スパイク等を使用するようなスポーツ)

B・C・D面…グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、少年野球、ターゲットバードゴルフ、ソフトボール、他軽スポーツ

E 面………グラウンド・ゴルフ

3. 使用料

無料

4. その他

- ・野球のベース、グラウンド・ゴルフの道具等、備品は一切ありません。
- ・仮設トイレ、水道、AED はあります。
- ・B・C・D面を区別するフェンス等の区切りがないため、譲り合ってご利用ください。
- ・住宅街側での騒音や球技は苦情の原因となりますので注意してください。
- ・駐車場はB・C・D面前の駐車場(使用する際は事前に要相談)または 21 世紀の森と広場の有料駐車場をご利用いただき、路上駐車は絶対にしないでください。

○利用方法

1. 団体登録の条件

- ・9 人以上で構成されていること。
- ・構成員の過半数が松戸市内在住であること。
- ・代表者が松戸市内在住であること。
- ・団体として責任を持ち、施設利用ルールを順守できること。
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ・公序良俗に反しない団体であること。
- ・不特定多数の人を集めて、会費等を徴し、イベント等を行うことを常としている団体でないこと。
- ・その他、営利活動・政治活動・宗教活動等の意図が認められる団体でないこと。

2. 団体の登録方法

利用団体登録申請書を記入し、代表者の身分証明書を添えて、スポーツ振興課 スポーツ施設担当室の窓口へご提出ください。

※代表者以外の方も含め、重複して複数の団体への登録はできません。

※重複登録等が判明した場合、登録および予約は無効となります。

※団体登録の有効期間は **1 年で毎年度更新が必要**です。

※ご提示いただいた代表者の身分証明書はその場で写しを取らせていただきます。

3. 利用可能な日時

①A 面・B 面・C 面・D 面

毎月 1 日から 7 日までの午前 9 時から午後 5 時までのうち、平日は午前(午前 9 時から午後 1 時)または午後(午後 1 時から午後 5 時)、土日・祝日は 2 時間まで利用できます。

※1 月については、5 日から 11 日までになります(A 面・B 面・C 面・D 面共通)。

②B 面・C 面・D 面(8 日以降)

利用日の 1 か月前の時点で年間行事等の利用予定が入っていない日に限り、開放します。基本的な開放の予定は別紙の開放予定の通りです。

※1 月については、12 日以降になります(B 面・C 面・D 面共通)。

※行事等の開催により、開放予定でお示ししている日時についても予約できない可能性があります。

③E 面

利用についてはスポーツ振興課 スポーツ施設担当室へお問い合わせください。

4. 予約方法

スポーツ振興課 スポーツ施設担当室窓口(平日午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分)にて、毎月 1 日午前 9 時 00 分から翌月分の受付を開始いたします。松戸市スポーツ施設使用許可申請書を記入し、申請者の身分証明書を添えて、スポーツ振興課 スポーツ施設担当室の窓口へご提出ください。

※1 日が土日祝日の場合は、翌開庁日から受付を開始いたします。

※予約の申請は代表者もしくは同団体のメンバーに限ります。

※E 面は予約対象外です。

5. 利用制限

1 団体につき、利用できるのは毎週 1 回(平日・土日・祝日・全面共通)までで、1 か月 4 回まで(全ての利用日を合算)となります。

平日:午前(午前 9 時から午後 1 時)または午後(午後 1 時から午後 5 時)

土日・祝日:2 時間まで

※毎週とは 1 日から 7 日、8 日から 14 日、15 日から 21 日、22 日以降(1 月のみ 5 日から 11 日、12 日から 18 日、19 日～25 日、26 日以降)を指します。

6. 利用できない日

下記の場合は利用できません。

- ・施設の状況により使用できない場合(整備・点検・修繕等)
- ・行事や大会等で使用する場合
- ・年末年始(施設休場期間)
- ・その他、市が利用不可と判断した場合

※天候等により、当日でも利用できない場合があります。